

環境目標3 健やかで安全に暮らせるまち⑤

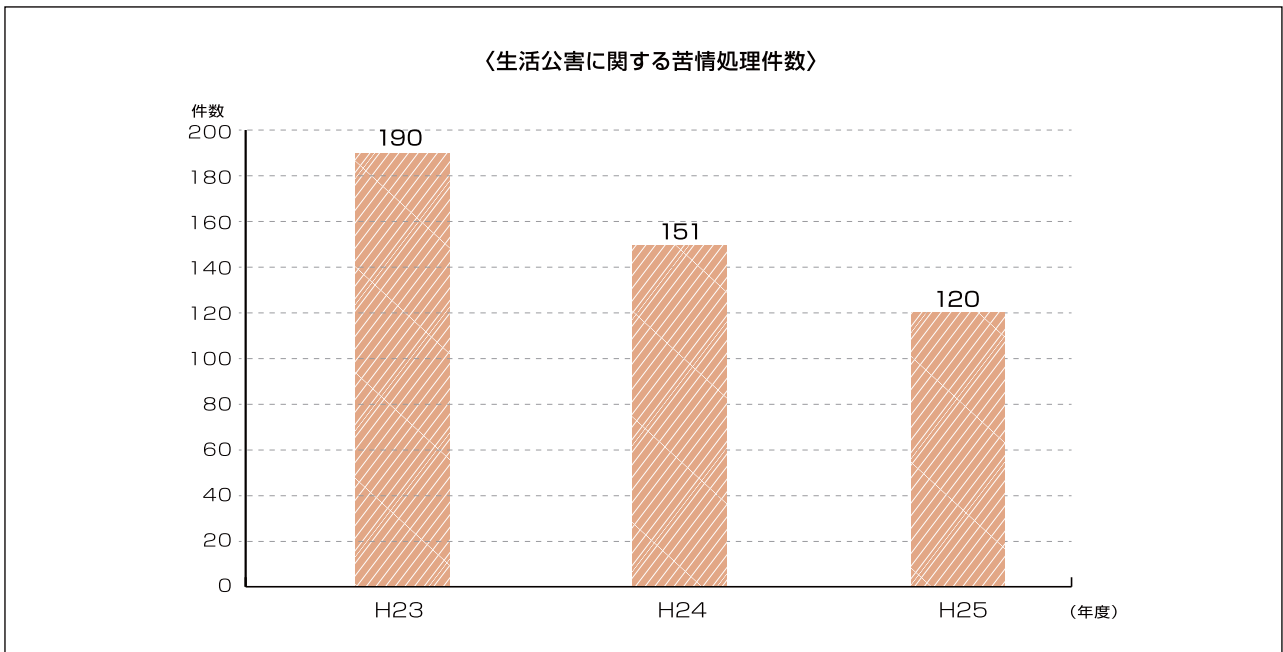
身近な生活環境の保全と向上

(1) 現況と課題

私たちが、日常生活をおくる生活環境は、におい・音・光等の様々な要素で構成されています。これらは、花のかおりや、川のせせらぎ等の一般的に好まれるものばかりでなく、生活雑排水・浄化槽や野焼き等の悪臭、自動車や鉄道の交通騒音、工事や作業に伴う騒音・振動、夜間における過剰な照明による光害など、健全な生活環境を阻害する要因となるものもあります。

市に寄せられる生活環境に係る苦情では、ペットの鳴き声による騒音やふん尿による悪臭、不始末によるトラブル等に対するものが多く、適正飼養の徹底や飼い主のマナー向上を図る必要があります。

法的規制の対象にならない範囲であっても、人それぞれの感受性や心身の状態によってはトラブルの原因となることから、近隣住民の生活環境についてお互いに尊重し、配慮するように啓発することが必要です。



(2) 進行管理指標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	最終年度	
				年度	数値
快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	%	H25	76.2	H29	現状維持
生活公害(騒音、悪臭、野焼き)に関する苦情対応件数	件	H25	120	H29	現状維持
騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	H25	98	H29	100

(3) 基本的方向性

悪臭の発生抑制

悪臭発生の抑制に関する意識啓発を図るとともに、関係機関と連携して悪臭に対する指導・規制を行います。

陸上交通にかかる騒音・振動の発生抑制

住民参加による水源の森から河口域までの流域連携の仕組みづくりや、活動の活性化に努めます。

暮らし(事業活動)に伴う騒音・振動の発生抑制

広報紙やウェブサイトなどを通じて、ペットの鳴き声等の生活トラブル防止に向けた意識啓発や、事業活動における騒音・振動に対し、関係機関と連携し指導や規制を行います。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

- ・身近にある快適なかおりについて関心を持ち、花を植えるなどして、生活に潤いをもたらす、かおりの保全・創出に取り組みましょう。
- ・合併処理浄化槽の適切な維持管理や自宅周辺の下水・側溝の定期的な清掃等により、悪臭の発生を抑制しましょう。
- ・工場や事業所では、「悪臭防止法」、「騒音規制法」、「振動規制法」等の法令を順守し、公害の防止に努めましょう。
- ・飼い主は、ペットの無駄吠えや糞尿のしつけ等を行い、適正に飼養しましょう。

○市

- ・悪臭については、生活排水対策や合併処理浄化槽の整備・点検等の臭気防止対策を推進するほか、悪臭防止法等の関係法令に基づく工場、事業所への指導・規制等を推進します。
- ・自動車からの騒音や振動の発生を抑制するため、街路樹や緩衝帯の設置、舗装対策を推進します。
- ・関係法令に基づき、工場や事業所、建設工事等に伴う騒音や深夜営業・カラオケ等による近隣騒音に対して適切に指導や規制、啓発を推進します。
- ・ペットの適正飼養について普及啓発を行い、マナーの向上を図ります。

(5) 目標達成後の姿

市民一人ひとりが、他の人の生活環境をお互いに尊重し、配慮することにより、快適に生活できる住環境が維持されています。

環境目標4 資源を大切に持続可能なまち①

3Rと適正な廃棄物処理の推進

(1) 現況と課題

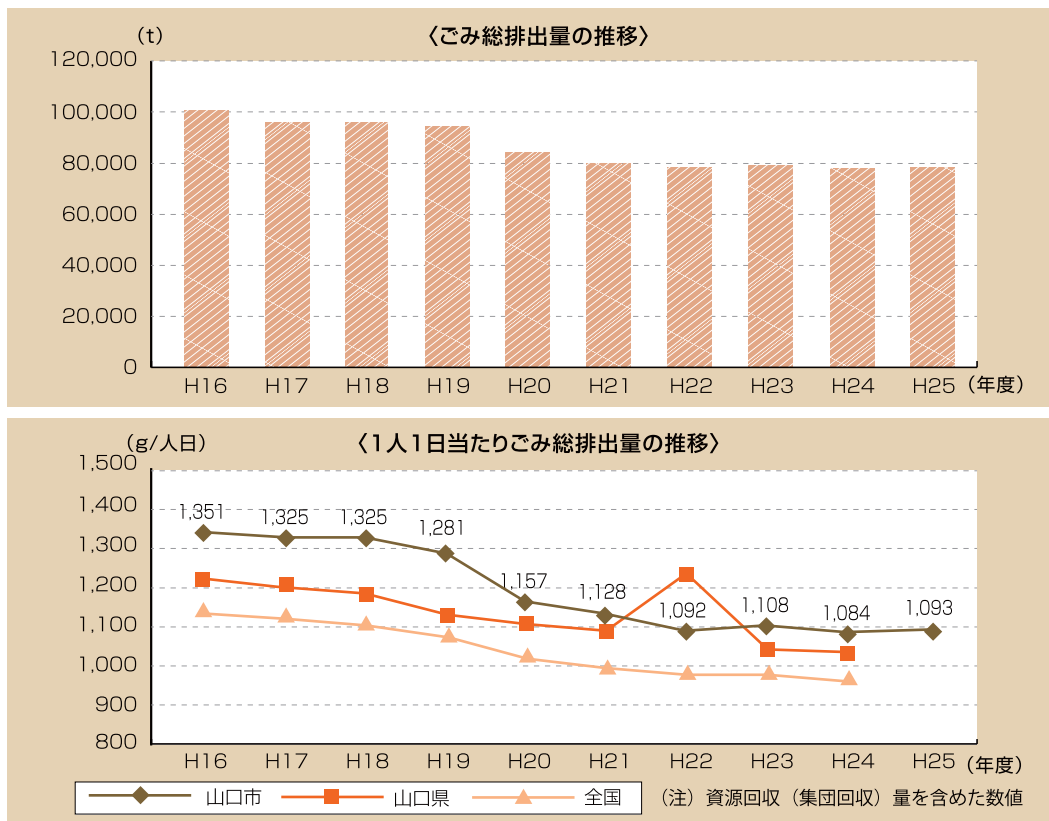
本市では、一般廃棄物処理基本計画(平成29年度まで)を策定し、ごみの発生や排出の抑制、ごみの分別・資源化及び生活排水の適正処理等を進めてきましたが、旧阿東町との合併や社会状況の変化への対応と整合性を図るため、平成24年度に計画の中間見直しを行いました。

この計画に基づき、不燃物を破碎して、資源物や可燃物を再回収する中間処理施設の建設や、最終的に安全に埋め立てる一般廃棄物最終処分場の整備、資源物を24時間排出できる「資源物ステーション」の設置等に取り組んできました。

また、市民向けには、「ごみ分別の手引き」や「ごみ・資源収集カレンダー」の全戸配布、事業者向けには、「事業系ごみの減量とリサイクル」の配布や清掃工場での搬入物検査を行うなどごみの減量と資源化の推進に努めています。

こうしたことから、本市のごみの総排出量は平成17年度以降、家庭系ごみ、事業系ごみ共に減少傾向にあり、リサイクル率についても中間目標の30%を超えています。市民一人1日当たりのごみの排出量は、全国平均と比べ約1割多い状況が続いています。

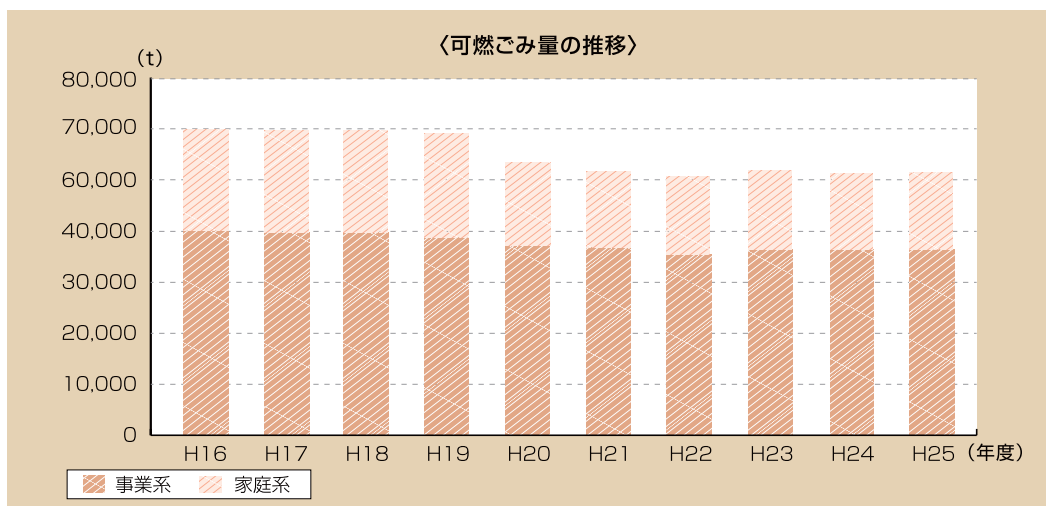
可燃ごみや不燃ごみの中に、依然多くの資源物が含まれていることから、ごみを「作らない」、「混ぜない」、「資源化する」ことについて、誰にもわかりやすい分別方法を周知することや、ごみの搬入から資源化、最終的な処分までについての環境学習を推進し、市民のごみ処理と環境への配慮に関する意識の高揚を図っていくことが必要です。



■可燃ごみの状況

可燃ごみについては、家庭系・事業系ともに資源物として分別収集する取組が進んだことにより減少していますが、依然として、家庭系可燃ごみの中には資源物が2割、事業系可燃ごみの中には資源物が3割近く混入しています。

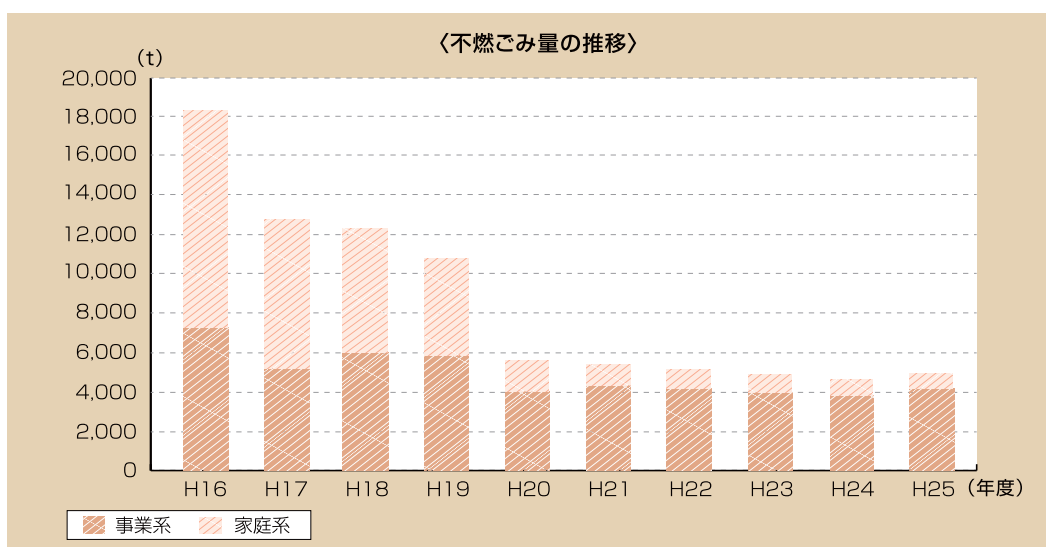
また、家庭からの生ごみの減量と資源化を推進するため、生ごみ処理機と処理容器の購入に対して補助金を交付し、普及に努めています。



■不燃ごみの状況

家庭系不燃ごみについては、びん・缶の資源化により全体量は減少傾向にあります。未だ資源物が約2割混入しています。事業系不燃ごみについては、平成20年度から1事業所当たり年間4トンまでに搬入制限を強化し、事業者自らによる不燃ごみの減量と資源化の促進を図っています。

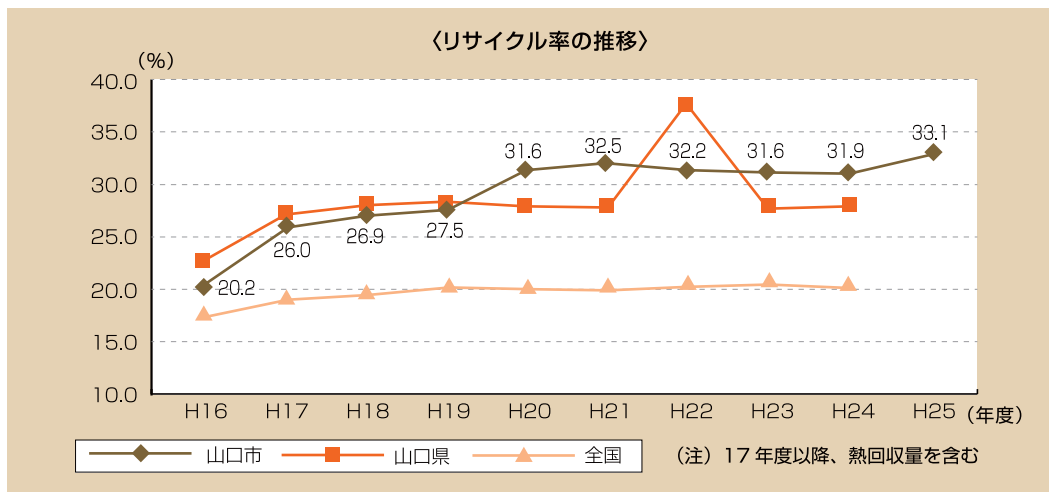
また、平成20年4月から新たに金属・小型家電製品の分別回収を行うとともに、同年6月からは不燃物中間処理センターの稼働により、破碎・選別といった中間処理を行い、不燃ごみに含まれるアルミや鉄等の資源を回収し、埋立処分量の減量化を図っています。



■資源物の状況

資源物は、全域で定期収集を行っていますが、家庭系可燃ごみの中に、古紙類・プラスチック製容器包装、不燃ごみの中に、びん・缶等の資源物が混入しています。

集団自主回収を行っている地域もありますが、市民アンケートにおいて、「いつでも資源物を持ち込むことができる施設の増設」の項目に多数の回答があり、排出機会の拡大が資源物の回収に有効であることから、24時間いつでも排出できる「資源物ステーション」を計画的に設置しています。



(2) 進行管理指標

指標	単位	現状		目標	
				最終年度	
		年度	数値	年度	数値
1人1日当たりごみ排出量(集団回収を含む)	g/人日	H25	1,093	H29	1,000以下
リサイクル率	%	H25	33.1	H29	35.0
最終処分率(ごみ総排出量に対する埋立処分量の割合)	%	H25	3.1	H29	2.9

(3) 基本的方向性

ごみ減量・資源化の周知と意識の高揚

ごみの適正処理のため、ごみの排出や分別の方法を周知するとともに、市民一人ひとりのごみ減量・資源化意識の高揚を図ります。

発生抑制・再使用の推進

資源の再生利用(リサイクル)を推進するため、家庭・事業所における分別の徹底により排出段階での資源化を確実にを行います。

分別・リサイクルの促進

ごみ排出量削減のため、市民、事業者の発生・排出抑制(リデュース)・再使用(リユース)への自主的な取組の促進・支援を行うとともに、資源物ステーションの整備など分別・リサイクルの拡大に努めます。

適正な廃棄物処理の推進

ごみ処理の全工程で、適正で安全な処理を行い、必要な設備点検や整備を行います。また、今後の市民サービスとコスト、効率化を考え、施設設備の長寿命化、収集・処分の適切な体制の整備に取り組みます。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

- ・ごみや資源物は、決められた収集日を守り、適切に分別して排出しましょう。
- ・食材購入や調理方法、献立等の工夫により、食べ残しや調理くずを減らし、可能であれば、生ごみ処理機の活用にも努めましょう。
- ・リサイクルプラザ等で行われる環境学習イベントや見学会等に積極的に参加し、ごみ処理やリサイクルの仕組みについて理解を深めましょう。
- ・事業系ごみ(一般廃棄物)はルールどおりに排出し、産業廃棄物は、許可業者に処理・リサイクルを委託して適切に処理しましょう。

○市

- ・広報紙やウェブサイト等の媒体を利用し、ごみや資源物、分別方法等に関するわかりやすい情報発信や相談に努めます。また、リサイクルの啓発イベントや出前講座を行うほか、ごみの排出から最終処分までについての環境学習を推進します。
- ・家庭に対しては、ごみの発生抑制として、マイバック運動の推進や、生ごみ処理機等への補助、資源物の集団回収への支援を行います。
- ・事業所に対しては、搬入物検査やそれに基づく訪問指導、事業系不燃ごみの持込制限や分別への意識啓発を行い、自主的な減量化、資源化を促進します。
- ・ごみ処理の全工程において、適正で安全な処理となるよう監視や設備の点検、整備を行います。また、可燃物処理の過程で発生した熱を再利用し、エネルギーとして利活用します。

(5) 目標達成後の姿

市民一人ひとりが、ごみの減量や資源化に対する意識を高く持ち、ごみを作らない、混ぜない、資源化するという行動ができています。また、本市のごみの処理が適正かつ安全に行われています。

環境目標4 資源を大切に持続可能なまち②

エネルギーの消費抑制と有効利用の推進

(1) 現況と課題

本市は、平成22年に旧阿東町と合併し、市域面積、特に森林面積が拡大するとともに、阿武川水系が新たに加わったことにより、エネルギー量としての賦存(ふぞん)量*及び利用可能量が大幅に増加したところです。

こうした地域資源や太陽光、バイオマス、地熱等をエネルギー転換する等の有効活用により、化石エネルギーの消費を抑制するとともに、防災や地域産業の活性化等へ積極的に利用していくため、平成25年度に「山口市地域新エネルギービジョン」の改定を行い、取組の方向性を定めました。

今後、同ビジョンに掲げた施策、事業について、行政が率先して取り組みながら、民間、市民の行動や事業を誘導し、推進していく必要があります。

また、省エネルギーは、地球温暖化対策にも通じるもので、各主体があらゆる機会においてエネルギー消費の無駄を省いた効率的な生活、いわゆる‘エコライフ’への転換に、できることから取り組んでいく必要があります。

(2) 進行管理指標

指 標	単 位	現 状		目 標	
		最終年度			
		年度	数値	年度	数値
地球にやさしいエネルギー(太陽光発電等)を設置または設置を予定している市民の割合	%	H25	19.1	H29	25.0
公共施設における新エネルギーの導入件数(累計)	件	H25	74	H29	84
住宅用太陽光発電システム設置件数【再掲】	件	H25	4,600	H29	5,800
ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証などを取得している事業所数【再掲】	件	H25	98	H29	100

(3) 基本的方向性

省エネルギー・省資源の取組の推進

省エネルギーや省資源に関する取組を市民の運動となるように推進します。

新エネルギーの利活用の推進

公共施設に、新エネルギーを率先導入し、防災等に活用するとともに、新エネルギーに関する情報提供に努め、市民、事業者の取組を誘導、推進します。また、新エネルギーを地域内で効果的に利活用する、いわゆるスマートコミュニティについて研究、検討します。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

(家庭)

・エアコンの適温管理、省エネ効果の高い製品への切り替え、待機時消費電力の削減等の節電・省エネに努めましょう。

・住宅の新築・改築にあたっては、新エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用等）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ*、燃料電池等）の導入、ペアガラス*の採用などにより、冷暖房の効率に配慮しましょう。

(事業所)

・クールビズ*やウォームビズ*を取り入れ、エアコンの適温管理に努めましょう。

・コピーやパソコン等のOA機器は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切りましょう。

・建物を建設する際は、「CASBEE*（建築物総合環境評価システム）」を活用し、環境負荷の低減に努めましょう。

・建物を建設・更新する際は、エネルギー効率の高い設備や新エネルギー（太陽光発電、風力発電等）や、エネルギーの高度利用技術（ヒートポンプ、燃料電池等）の導入に努めましょう。

・LCA*（ライフサイクルアセスメント）、省エネ診断*等の手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。

・省エネや節電に取り組み、その結果について環境報告書などを通じてPRし、企業価値を高めましょう。

(共通)

・公共交通機関や自転車を積極的に利用しましょう。

・自動車の購入や更新時は、低公害車、低燃費車*を選択し、燃費効率のよいエコドライブを心がけましょう。

・省エネルギーにつながる建物緑化（緑のカーテン等）に努めましょう。

○市

・日々の暮らしや事業活動、住宅、製品等、あらゆる機会や場におけるエネルギー消費の無駄を省いた効率的利用を進めます。

・化石エネルギーに代わるエネルギー資源として、太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、地域の自然エネルギーの利活用を推進します。

(5) 目標達成後の姿

市民一人ひとりが節電・省エネに取り組むことによりCO₂の排出が削減され、省エネ型のライフスタイルへ転換するとともに、新エネルギーが暮らしの様々な場面において有効活用されています。

環境目標5 ともに学び行動する環境にやさしいまち①

環境教育・環境学習の推進

(1) 現況と課題

平成24年10月に完全施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」では、協働した取組のあり方に加え、学校における環境教育の充実や、自然体験等を通じた環境教育の推進が新たに盛り込まれています。

本市では、子どもを対象に、学校教育と連動した環境学習として、副読本「あいらぶ山口」を作成し、環境施設への見学や市職員等による出前講座等を行うほか、県教育委員会が実施する環境マネジメントの手法を取り入れた「やまぐちエコリーダースクール」認証制度の普及促進と情報発信を行うほか、国が推進している、地球的な視野を持った“持続可能な開発のための教育(ESD*)”についても研究しています。

また、全世代を対象として、職員や講師を派遣して出前講座を実施するほか、山口市地球温暖化対策地域協議会(温暖化 とめるっちゃネットワーク やまぐち)や、やまぐちエコ倶楽部等の各種団体が行う活動の支援を行っています。

今日、私たちは、便利さや快適さと引き換えに、何らかの環境へ負荷をかける生活や事業活動を行っており、その結果、地球温暖化や生物多様性の危機、里山の荒廃等多くの課題に直面しています。地球規模の環境に関する課題であっても、地域の生活環境に関する課題であっても、正確な知識と関心を持ち、将来にわたって持続可能な社会、地域づくりに向けて、子どもから大人まで全ての人が日々の暮らしの中で学び、実践していく必要があります。

こうしたことから、環境学習に関する情報発信と、きめ細やかなテーマを設定し、体験を交えた環境教育や環境学習の場や機会を創出することが必要です。

(2) 進行管理指標

指 標	単 位	現 状		目 標	
				最終年度	
		年度	数値	年度	数値
環境をテーマとした出前講座の参加者数	人	H25	893	H29	1,000
清掃工場等施設見学受け入れ人数	人	H25	6,956	H29	8,000
山口市地球温暖化対策地域協議会会員数	人	H25	60	H29	100

(3) 基本的方向性

環境情報等の収集と提供

身近な生活環境から地球環境まで、市民の持続可能な社会、地域づくりに必要な情報の収集と提供に努めるほか、本計画の進行管理情報の公表を行います。また、こうした環境情報を手軽に入手できるポータルサイト*を開設します。

環境学習の機会や場の充実

環境学習ができる施設の見学受入れや、体験型の環境学習の場の提供、出前講座の実施や団体の活動との連携、支援を行います。

環境教育・環境学習の担い手づくりの推進

環境学習の指導者の養成や指導者の交流の場の提供に努めます。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

- ・環境問題に関心を持ち、行政等が行う環境関連の講座やウェブサイト等を活用して、持続可能な社会の環境について学びましょう。
- ・参加して学んだことを、家族や知人と話し合ったり、経験した環境情報を様々な媒体を通じて発信したりして、情報共有の輪を広げましょう。
- ・環境学習の場として事業所の公開講座を行ったり、従業員に対して、環境教育や環境活動への参加を推奨しましょう。

○市

- ・「あいらぶ山口」のような、子ども達を対象としたわかりやすい読本を作成し、楽しみながら環境について学ぶ機会を設けます。
- ・小中学校と連携、協力しながら「総合学習」の時間等を活用して、ESDを含めた環境教育の充実に努めます。
- ・世代やテーマに応じた環境教育・環境学習の機会を創出します。
- ・体験型の出前講座や自然のふれあい行事を引き続き行い、環境学習の場の充実に努めるとともに、市民や事業者等が自主的に行う環境学習に対する支援を行います。
- ・市のウェブサイトやフェイスブック等を通じて、本市の環境情報を手軽に受発信できるようなシステムを構築します。
- ・リサイクルプラザ等の環境学習施設を本市の環境教育・学習における拠点施設として、目的や対象に応じたプログラムをより一層充実します。

(5) 目標達成後の姿

市民一人ひとりが、地球環境を意識しながら、地域の環境について関心を持ち、日々の生活の中で環境保全に向けた取組を実践しています。また、様々な環境を学べる機会や場が充実しており、情報収集が手軽にできています。

環境目標5 ともに学び行動する環境にやさしいまち②

環境の保全・創造に向けた活動の推進と産業の振興

(1) 現況と課題

本市では、春季と秋季に、市内ほぼ全域で、自治会等を単位として、里道や水路、公園等の地域清掃活動が行われているほか、ふしの川水系クリーンキャンペーンや佐波川等の一斉清掃では、地域住民だけでなく、事業者、NPO、団体等を単位として、多くの市民の参加があります。

こうした多様な主体が協力、連携することにより、楽しく、効果を‘見える化’しながら、環境保全イベントや活動を市民総ぐるみで実践していく「地域環境力」を高めることが、取組を継続、拡大していく上で重要です。

一方、かつて、経済活動と環境保全は敵対するものと捉えられていた時代もありましたが、企業にとって、ISO14001やエコアクション21等を取得し、環境に配慮した事業展開を社会に示したり、市民を対象としたワークショップ*等の環境学習を行ったりすることが、社会貢献の姿勢を示しています。

また、優れた環境配慮製品や最新技術等の開発は、これからの成長分野としての期待が持てることから、国を挙げて支援をしているところであり、本市に存在する3つの大学をはじめとする学術研究機能等とも連携しながら支援し、地域産業の活性化や地域振興につなげていくことが必要です。

(2) 進行管理指標

指 標	単 位	現 状		目 標	
				最終年度	
		年度	数値	年度	数値
環境に優しい行動をしている(環境活動に参加している)市民の割合	%	H25	58.9	H29	70.0
ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証などを取得している事業所数【再掲】	件	H25	98	H29	100
環境保全に関する表彰件数(累計)	件	H19	12	H29	20

(3) 基本的方向性

各主体の連携・協働等の推進

各主体が協働し、連携した活動ができるよう、交流や意見交換の場の提供や整備、学術研究機関等との連携を推進します。

環境産業の振興

産学官連携による地域産業の振興や研究開発の推進、環境に配慮した企業誘致および環境産業の創出に向けた調査・研究に取り組みます。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

- ・各種環境イベントや活動に、自治会や、事業所ぐるみで、積極的に参加しましょう。
- ・環境に配慮した技術開発や事業展開に取り組みましょう。
- ・自社の優れた環境に関する製品や、技術を市民に環境学習の場や機会として提供しましょう。

○市

- ・環境に関する様々な主体が行うイベントや活動を支援し、推進します。
- ・大学等と民間事業者、NPO等との連携の場を創造し、環境に関する技術や製品を地域産業の活性化や地域振興につなげます。

(5) 目標達成後の姿

地域や職域を通じて、多くの市民が環境に関するイベントや活動に参加し、各主体が連携して、楽しく、やりがいを持って継続的に取り組んでいます。

また、市内の事業所等が環境に配慮した事業展開を行い、優れた技術や製品が地域産業の活性化や地域振興につながっています。

環境目標5 ともに学び行動する環境にやさしいまち③

国際協力、広域連携の推進

(1) 現況と課題

環境目標1で掲げた地球温暖化対策の他、酸性雨や海洋汚染など、地球規模で進行する様々な環境問題に対して、本市では、国が国家間で定める様々な枠組みや決定を遵守し、他の地方公共団体とも協力しつつ、私たちの生活が地球環境、生活環境に直結しているという意識を持ち、地域レベルから真摯に取り組むこととします。

また、河川の流域、瀬戸内海の沿岸、中国山地域等の生態系や生活環境を共にする近隣の自治体間とは、緊密な情報共有や意見交換、共同作業や調査研究等、様々な場面で相互に連携し、協力していく必要があります。

(2) 進行管理指標

指標	単位	現状		目標	
				最終年度	
		年度	数値	年度	数値
近隣市町と連携して環境保全に取り組んだ件数	件	H25	0	H29	4

(3) 基本的方向性

国際的、広域的な連携、協力の推進

国際的な環境問題に対して役割を果たしていくとともに、近隣自治体と連携して環境課題に取り組みます。

(4) 各主体の取組

○市民・事業者

・環境を地球規模で考え、地域で実践する”Think Globally Act Locally“を実行しましょう。

○市

・本市の姉妹都市、友好都市をはじめとして、外国との交流において、環境面での情報交換や交流を推進します。

・地球温暖化対策や河川の水質浄化等の広域的な課題については、共通認識に基づき、広域的な連携・協力により、効果的な取組を推進します。

(5) 目標達成後の姿

近隣の自治体と連携、協力して、市域を越えて生態系や生活環境が保全されています。